

関西大学図書館 図書館等公衆送信サービス利用規約

- 第1条 図書館等公衆送信サービス利用規約（以下、「本規約」という。）は、関西大学図書館登録利用者（以下、「利用者」という。）が関西大学図書館において図書館等公衆送信サービス（以下、「本サービス」という。）を利用するにあたり、遵守する必要がある事項を定めたものである。
- 第2条 利用者は、本サービスを利用するにあたって、本規約に定めた事項を遵守することに同意したものとする。
- 第3条 利用者は、本学構成員とする。図書館独自発行利用券所持者（校友、地域市民、協定校利用者等）及び学外者は利用できない。
- 第4条 代理申込は一切受け付けない。
- 第5条 本サービスの対象資料は、総合図書館、高槻キャンパス図書館、ミューズ大学図書館、堺キャンパス図書館、吹田みらい図書館所蔵の冊子体図書、冊子体雑誌である。ただし、左記対象であっても、図書館等における複製及び公衆送信ガイドラインに基づき、利用対象外となる場合がある。
- 第6条 本サービスにおける資料の複製は、調査・研究目的の場合にのみ、許可される。
- 第7条 本サービスにおける資料の複製の利用の結果生じる一切の責任は利用者が負う。
- 第8条 利用者は、著作権法第31条及び資料の複製にかかり図書館の定めるところに基づき本サービスを利用する。そのため、複製は著作物の一部分においてのみ認められる。さらに、事情により申込をキャンセルすることがある。
- 第9条 利用者は、本人の認証情報を用いるなどして、第三者に本サービスを利用させてはならない。
- 第10条 利用者は、本サービスを使って入手したデジタルデータや、そのデジタルデータを用いて作成した複製物などを権利者の許諾なく第三者に送信、または転載してはならない。
- 第11条 利用者は、関西大学図書館における登録情報（メールアドレスなど）に変更が生じた場合には、関西大学図書館に届け出なければならない。
- 第12条 本サービスの利用は有償である。利用者は、関西大学図書館からの連絡を受け、所定の手続きにより料金を支払わなければならない。費用は資料種別等により異なり、都度算出することになるため、見積金額を提示することはできない。また、いかなる事由によっても返金は一切行わない。
- 第13条 利用料金の支払いは、前払いのみ受け付ける。
- 第14条 複製箇所は、申込時に特定されていなければならない。その特定のための調査は利用者が行う。
- 第15条 料金請求には、著作権にかかる複製可能範囲確認や料金算出が必要なことから一定の日数を要する。また複製物の提供は、料金入金確認後、3開館日以降となる。
- 第16条 図書館は、本サービスのために取得した個人情報を目的外には使用しない。ただし、図書館等公衆送信補償金管理協会に対して、利用実績に関わる情報を提供することがある。
- 第17条 規約違反が判明した場合は、当該利用者の本サービスの利用を停止し、その後一切の申込を受け付けない。

以上